

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年9月14日 12時00分ごろ
	高知県 <small>しまんとにしどろ</small> 西道埼北方沖 西道埼灯台から真方位348° 1.1海里付近 (概位 北緯32°56.9' 東経132°59.7')
事故の概要	漁船二十八号 <small>りょうとく</small> 漁徳丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 二十八号漁徳丸、6.2トン K02-7020（漁船登録番号）、個人所有 第282-20843号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船首部等に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、椅子に腰を掛けて当直に当たり、約10ノットの対地速力で自動操舵により南西進中、眠気を感じたものの、あと10分ほどで入港となるので眠気を我慢できると思い、同じ姿勢で当直を続けたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して同じ針路で航行を続け、西道埼北方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、118番に通報するとともに、所属する漁業協同組合に連絡し、本船は、来援したタグボートに引き下ろされ、港にえい航され、後日修理された。</p> <p>船長は、漁模様がよかったので、本事故前日まで8日間連続で、毎日02時ごろ出港し、20時ごろ入港する日帰りの操業を繰り返しており、疲労の蓄積及び睡眠不足によって眠気を感じたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、ふだん眠気を催した際、ガムをかむなどして眠気を払拭していたが、本事故時、もうすぐ入港となるので、眠気を払拭する措置をとっておらず、甲板に出て身体を動かすなどすべきであったこと及び連続の操業を避け、休日を取っておけばよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、自動操舵により南西進中、船長が、8日間の連続操業によ

	<p>る疲労の蓄積及び睡眠不足により居眠りに陥り、変針予定場所を通過して同じ針路で航行を続けたことから、西道埼北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、あと10分ほどで入港となるので眠気を我慢できると思い、椅子に腰を掛けて当直を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が自動操舵により南西進中、船長が、疲労の蓄積及び睡眠不足により居眠りに陥り、変針予定場所を通過して同じ針路で航行を続けたため、西道埼北方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操業する漁船の船長は、船橋当直中、眠気を感じた場合、同じ姿勢を続けず、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠りを防止する措置を採ること。 ・ 単独で操業する漁船の船長は、疲労防止の観点から、連続の操業を避け、適宜休日を設けることが望ましい。